９　協定間等の連携、統合に特徴のある事例

－目　次－

地域間連携で鳥獣害を防ぐ（群馬県吾妻町須賀尾）　・・・

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○地域間連携で鳥獣害を防ぐ

１．集落協定の概要

集落協定の概要

市町村･協定名	群馬県吾妻郡東吾妻町（旧吾妻町）須賀尾（あがつまぐんひがしあがつままち）（すがお）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
22.5ｈａ	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分			50%
226万円	共同取組活動（ 50%）	役員報酬		6%
		多面的機能増進活動費		6%
		水路・農道等管理費		23%
		集落会合費		1%
		その他		14%
協定参加者	農業者 98人			

２．集落マスタープランの概要

・平成17年度から周辺集落との連携により、鳥獣害防止施設（電牧柵）を地域全体で設置することにより、イノシシ等による農作物被害の減少をめざす。
・平成17年度からの５年間において、NPO法人等と連携して景観作物を積極的に推進することにより、美しい農村景観を次世代に残し、遊休農地化を防止する。
・積極的に話し合いを行い、新たな担い手（定年帰農者を含む）が就農しやすくなるような環境づくりを行っていく。

[活動内容]

農業生産活動等
- 農地の耕作･管理(田22.5ha)
  - 基本的には個別対応 一部共同取組活動
- 水路・作業道の管理 年2回
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）
  - 共同取組活動及び個別活動

多面的機能増進活動
- 景観作物の作付け（景観作物としてｺｽﾓｽ､ﾋﾏﾜﾘを作付けた。）
  - 共同取組活動

その他の活動
- 電牧柵設置・管理
  - 共同取組活動・個別対応

集落外との連携
○電牧柵を近隣集落の柵とつなげて柵を延長し、地区全体で鳥獣害から農用地を守り、耕作放棄地の発生防止に取り組む。

３．取組の経緯及び内容

当地域は、従来から農業用水路の管理を行っている水利組合が存在しており、中山間地域直接支払の話を聞いて積極的に活動していこうと、地元農業委員と水利組合の役員を中心に合意形成がなされていった。

まず、多面的機能を増進する活動として、集落の休耕田を利用して、コスモス、ヒマワリ等の作付けを行った。さらに、休耕田を利用して花しょうぶを作付けている「須賀尾花しょうぶの会」へ交付金の一部を支出し、集落内の景観に配慮した取組を行っている。

将来は、交付金を活用して花しょうぶが作付けてある田んぼの周辺を一周できる作業道の整備を考えている。

また、当集落では山林が農地に近接しているためイノシシによる被害が激増していた。電牧柵は、１地域でやっても効果が上がらないことから、吾妻町全体で取り組むよう、市町村の担当とともに働きかけ、周辺集落との連携により、広範囲を電牧柵により守ることが出来た。

本制度の取組を通じて、耕作放棄地の発生防止、用排水路・農道の整備、鳥獣害防止対策等集落を自分たちの力で守るという意識が醸成された。

【水路管理】

【花しょうぶの作付け】

[平成21年度までの取組目標]

○ 鳥獣害防止施設設置（電牧柵）の地域全体活動によるイノシシ等による農作物被害の減少
○ 管理作業の共同化（水路・農道・電牧柵）
○ 景観作物の作付け（花菖蒲　0.5a）
○ 集落内での話し合いの機会を増やし、さらに地域の活性化を図る

＜協定間の連携、統合に特徴のある事例＞

○土地改良関係団体との連携

１．集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県浜松市三ヶ日町　南部・東部・中部・北部　（4協定）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
1,216.3ha		みかん		
交付金額	個人配分			30%
10,351万円	共同取組活動	会議費等		0.1%
（４協定）	（70%）	有害鳥獣防止対策、土壌流亡防止対策等		59.9%
		農地の維持管理活動費		10%
協定参加者	農業者 1,555人（4協定合計）、土地改良区、県土地改良事業団体連合会			

２．集落マスタープランの概要　（活動スケジュールは南部協定のもの）

・全国的ブランドの「三ケ日みかん」を維持・発展させるため、他集落との連携強化や認定農業者の育成を図る。

・これまで以上に環境保全型農業の取組を推進。

・自然生態系保全に関する活動を地元小学校等と連携して行ない、住みやすく暮らしやすい農村環境を創出することを目指す。

１年目	新たな活動について検討、尾奈小学校との栽培体験開催に向けた打合せ　等
２年目	集落協定に基づく活動の実践、尾奈小学校との協定締結　等
３年目	これまでの活動の再点検、小学校児童と地域住民一体となった栽培体験実施　等
４年目	集落協定に基づく活動の実践、小学校児童と地域住民一体となった栽培体験実施　等
５年目	次年度以降の活動の検討、小学校児童と地域住民一体となった栽培体験実施　等

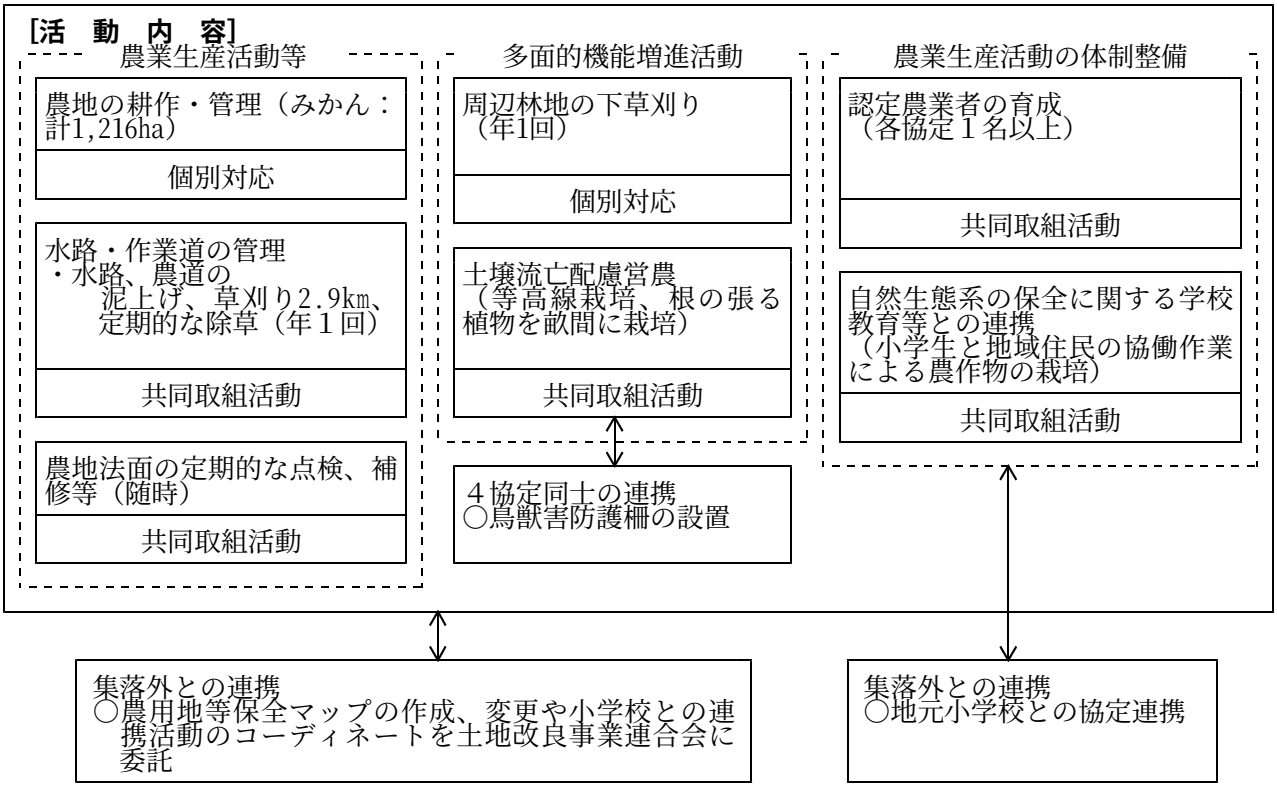

３．取組の経緯及び内容

当地区で実施した県営畑地総合整備事業の管理組織を単位（工区ごと）として本制度に平成12年度から参加し、交付金を活用して捕獲用の檻やワナを仕掛けるための狩猟免許取得経費の補助、地覆植物のナギナタガヤの種子購入を助成するなど、環境に配慮した営農や農作業の効率化・省力化を推進してきた。

新対策参加を検討するに当たり、農用地等保全マップの作成には4つの協定で計38枚の大きな図面が必要であり、また、学校教育機関等との連携においてもノウハウが不足している集落で実施するのは困難との見方が多く、意見のとりまとめに苦慮していた。

そこで、協定の母体となっている土地改良区と関わりの深い、県土地改良事業団体連合会と連携し、同連合会が持つデータ、ノウハウ、人材等を活用し、農用地等保全マップの作成や小学校との連携事業をコーディネートすることにより、体制整備単価要件での協定締結を実現した。特に農用地等保全マップの作成受託については、同連合会のパソコンで作成できるため、作成の効率化や、今後、広範囲にわたる協定の状況の変化にあわせた修正が簡易に行なえるなどのメリットがある。

さらに、4協定が相互に協力・連携しながら、鳥獣害防止柵の設置を広範囲に実施することによって、被害対策の効果をさらに高めていく計画である。

○農用地等保全マップ

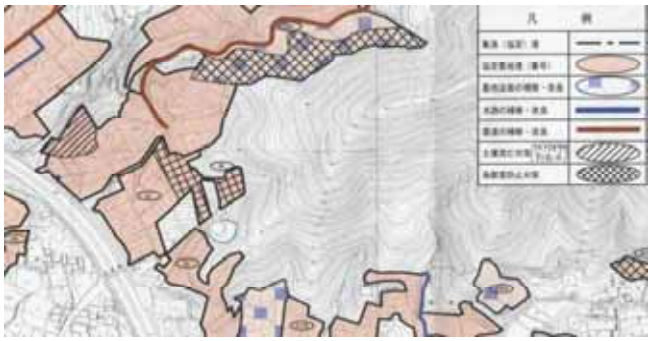

【マップの解説】

・法面、水路、農道の補修、改良及び鳥獣害防止対策

・ナギナタガヤの草生範囲を盛り込んでいる

自然に倒伏して地面を覆うナギナタガヤ

防除に威力を発揮するｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｲﾔｰ

[平成21年度までの取組目標]

○ 認定農業者の育成（４協定合計で４人以上）

○ 学校教育機関等との連携（地元小学校と協定を結び、平成19年度から農作物の栽培体験を実施予定）

○ 他集落と連携した鳥獣害防止柵を設置予定（できるだけ広範囲の防止柵を設置することにより、被害対策の効果を高める）

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○美しい櫛池地区を守っていくことは、みんなの願いです

１．集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県上越市（じょうえつし）　清里区（きよさとく）			
協定面積 193ha	田（100%） 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 4,051万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 （50%）	支部共同取組活動経費 （水路・農道の維持管理、景観作物の作付け、生産組織助成等）		40 %
		広域共同取組活動経費 （担い手確保・育成、広域対応機械整備、交流活動、協定事務等）		10 %
協定参加者	農業者224人、生産組織1組織、非農業者60人			

２．集落マスタープランの概要

(1)認定農業者１名以上を新たに育成
・農地に関する情報を把握し、担い手となる農業者に優先的に利用集積
(2)非農家と協力し農道・水路等の維持管理活動の実施による多面的機能の維持
(3)中山間地域を利用した山菜等の特産品の作付けを奨励
・転作地を利用して山菜等の作付けを拡大
・加工品として商品化し、市営宿泊施設及び青空市場等で販売
(4)直売施設の設置と直売による付加価値向上、消費者との交流を推進
・青空市場等の直売所を設け、付加価値向上と消費者との交流活動を推進
・田植え・稲刈りツアー等を開催
(5)生産組織の維持発展及び景観・農地保全活動の推進
・集落協定参加者、各生産組織等からなる協議会を設立(研修会等の活動を実施)
・経営安定対策等に対応できる生産組織等の育成と法人化の推進
・老人パワーを活用し、集落花いっぱい運動を推進、花壇等を整備

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田193ha）
  個別対応・法人組織対応
- 水路・農道の管理
  ・清掃・草刈り
  ・水路・農道は各支部管理
  (水路が広域に及ぶ場合は複数支部対応)
  共同取組活動
- 農地法面等の定期的な点検
  ・支部担い手により定期的に点検
  個人・共同取組活動

多面的機能増進活動

- 都市と農村交流の推進
  ・田植え、稲刈りツアーの開催
  共同取組活動
- 景観作物作付け
  ・広場及び道路沿線にコスモス等の作付け（老人ｸﾗﾌﾞ等高齢者中心）
  共同取組活動

体制整備に向けた取組

- 認定農業者の育成（7名）
  ・技術習得研修会等への参加
  ・利用権設定及び農作業受委託調整会議の開催
  共同取組活動
- 非農家等との連携
  ・水路・農道の清掃
  ・景観作物作付け　等
  共同取組活動

加算措置としての取組等

規模拡大加算及び法人設立加算（16.6ha）
・認定農業者等を育成、農地利用集積
・特定農業法人１組織を育成

３．取組の経緯及び内容

（１）協定締結に至る経緯等

当地区は、旧対策で 13 協定（集落協定 12、個別協定 1）が締結され、生産組織の設立・強化や農産加工、都市交流等に取り組んだ集落がある一方、単独では農業生産活動の継続が困難となる集落が出ることが懸念されていた。

このため、平成 16 年に地区全体の農業を守るために生産組織が地区連絡協議会を設立し、集落を越えた連携体制による組織経営の安定・強化と耕作放棄地の発生防止に向けた検討を開始した。その検討過程で、次期対策での集落協定の締結が話題となったことから各集落の意向を調査し、生産組織及び認定農業者の広域連携に合わせて集落協定も地区全体で１本化することでまとまった。

（２）特徴的な活動内容等

ア　広域協定体制の構築

①集落単位の 12 支部での取り組みを基本として交付金の 40 %を配分

②地区全体を総括する役員及び事務局を設置し、担い手の確保・育成、都市との交流活動、広域利用機械・施設の整備等、地区全体の取組に交付金の 10 %を配分

イ 新たな経営所得安定対策に対応した営農体制の構築

①平成 16 年 11 月に「櫛池地区生産組織連絡協議会」を設立

②地区内の１法人を含む８農業生産組織と農業生産組織未設立の４農家組合が集落を越えて連携し、農作業の受委託の拡大と経営強化による農業生産法人への発展を推進

ウ 景観保全活動

○　花いっぱい運動（各支部老人会）
　空き缶拾い（各支部こども会など）

エ 都市との交流等

①　地区全体の取組として首都圏を対象とした「田植え・稲刈りツアー」を開催

②　山菜の栽培と加工施設設置を進め生産から販売までの体制を確立

③　農産物直売所を設置し、消費者との交流を推進

都市との交流活動

［目標年度（平成21年度）における主な効果］

○ 認定農業者等を中心とした農業生産体制の整備
- ・認定農業者の育成　現状 8人 → 目標（H19年予定） 15人
- ・認定農業者への農地利用集積（作業受委託等調整会議の開催）→ 規模拡大加算 16.6ha
- ・特定農業生産法人の育成（1 組織）→ 法人設立加算 16.3ha

○ 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家との連携
- ・集落内の非農家と連携し、水路・農道の維持管理を図り、水源かん養、農地の良好な景観形成等多面的機能を維持

○ 景観作物を活用した都市農村交流の推進
- ・老人クラブ等が中心となり各支部広場にコスモス等の作付けを行い、農村景観を維持
- ・都市と農村の交流活動として、「田植え・稲刈りツアー」を開催する。

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

協定集落間の連携による中山間地域の活性化

１．集落協定の概要

市町村・協定名	富山県魚津市（魚津市中山間地域連絡協議会） （鹿熊、鉢、小菅沼、池谷、北山、坪野、稗畠、室田、金山谷、島尻、大菅沼、前東城、奥東城、平沢、東蔵、黒谷・山女、下椿、升方、大海寺野、大海寺新、大沢・黒沢、日尾、御影）			
協定面積 371ha	田（99.7%） 水稲	畑（0.3%） 果樹他	草地	採草放牧地
交付金額 5,620万円	個人配分			40%
	共同取組活動（60%）	共同作業賃金		20%
		農道・水路等管理費		17%
		共同利用機械購入費		20%
		その他（積み立て等）		3%
協定参加者	農業者682人、生産組織9組織、管理組合3組織			

２．集落協定の広域連携について

魚津市全体の 23 集落協定が連携し、「魚津市中山間連絡協議会」を発足。中山間振興対策や鳥獣害防止対策等、広域化による効率的な活動を実施。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

①農地の耕作・管理
（田 370ha、畑 4ha）
各集落での個別対応

②水路・農道の維持管理
・水路：年２～３回（清掃、草刈り）
・農道：年２～３回(草刈り)
各集落での共同取組活動

③農地法面の定期点検
・随時、年１～２回
各集落での共同取組活動

多面的機能増進活動

①周辺林地の下草刈り
（年1回）
共同取組活動

体制整備に向けた取組

①担い手の育成
・新規就農者及び認定農業者の育成（１名以上）
・先進地への研修等
各集落での共同取組活動

②担い手への農地集積、農作業・機械の共同化
・担い手への利用権設定等について各集落で調整
・農業機械の共同利用及び共同作業について各集落で調整
各集落での共同取組活動

③学校教育機関等との連携
・景観作物の作付作業を子供達と共同で実施
各集落での共同取組活動

魚津市中山間地域連絡協議会（23協定集落で構成）

○協議会を通じて各集落や非農家と連携し、各種活動を実施
・草刈隊を結成し、耕作放棄地を解消
・猿害対策道具を共同で購入し、同時威嚇攻撃を実施
・中山間地域フォーラム等の開催（年１～２回）

３．取組の経緯及び内容

平成 17 年度からの本制度への取り組みを契機に、松倉地区の９集落で設立した「松倉地区中山間地域連絡協議会」を広域化し、これまで未実施であった２集落を含めた魚津市全体の 23 集落で「魚津市中山間地域連絡協議会」を設立した。

これまで、中山間地域の共通の問題である耕作放棄地の発生防止や鳥獣害防止対策等については、過疎化・高齢化の進展により、個々の集落だけでは問題の解決が困難であったが、当該連絡協議会の設立により、非農家等の魚津市民と連携を図りつつ、広域的に実施することで、効果的な取り組みが可能になったものと考えている。

当協議会の主な活動としては、耕作放棄地の解消等のため、草刈り隊を組織し、毎年 1 回、集中月間を設けることを計画しており、平成 17 年度には魚津市御影地内において草刈り機やチェンソーをもった約 20 名の会員の参加を得て、耕作放棄地の復旧作業を行ったところである。

また、効果的な猿害防止対策として、魚津市全域（23 集落）において同時多発的に爆竹等を使った猿への威嚇攻撃を行い、逃げ場を一時的になくすことで、人への恐怖心を学習させ、猿が越えてはいけないラインをつくりたいと考えている。

その他、中山間地域フォーラムを開催し、それぞれの地域が抱えている問題や課題を議論し、集落活性化に向け、一人一人の意識の向上を図っていきたいと考えている。

＜耕作放棄地の復旧作業＞

＜中山間フォーラム会場＞

［平成21年度までの取組目標］

○ 魚津市中山間地域連絡協議会を通じた各集落連携による効果的な取組活動の実施

・鳥獣害防止対策として、猿害対策道具の共同購入、猿への同時威嚇攻撃を実施

・耕作放棄地の解消のため、草刈り隊を結成し、耕作放棄地の復旧等を実施

・中山間地域振興を目的とした中山間地域フォーラムの開催（年１～２回）

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○３集落連携で、高品質果実のブランド化図る

１．集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県五條市（旧西吉野村）　北曽木（ごじょうしきゅうにしよしのむら　ほくそぎ）			
協定面積 58.7ha	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
		柿・梅		
交付金額 674万円	個人配分			50%
	共同取組活動（50%）	役員手当、会議費		2%
		賀名生梅林観梅後の園地清掃費		5%
		農道の維持・管理、鳥獣害防止対策費		11%
		肥料・堆肥等の共同購入		30%
		積立（目的：農道、農地等の災害時費用）		2%
協定参加者	農業者　49人			

２．集落マスタープランの概要

【集落における将来像】

柿・梅の高品質化によるブランド化の確立

【５年間の活動目標】

認定農業者を１名育成、観光農園による都市住民との交流、地場農産物等の加工品の販売、イノシシ対策ネット補助、堆肥・肥料の共同購入

【毎年の活動計画】

（１年目）観光農園の再点検、認定農業者候補者の選定、他の集落協定との集落間連携を図るための協議、（２～４年目）認定農業者の候補者の育成、観光農園の運営方針に基づく活動、他集落との連携の実践、（５年目）５年間の活動の実現

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作･管理(畑58.7ha)　／　個別対応
- 作業道の管理・作業道　年２回　草刈り、清掃、簡易補修　／　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）　／　共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年２回）　／　個別対応

農業生産活動の体制整備

- 認定農業者の育成（現在11名。目標12名）　／　共同取組活動

その他の活動

- 鳥獣害防止対策（ｲﾉｼｼ対策ﾈｯﾄ購入補助）　／　個別対応
- 地力増進（堆肥・肥料の共同購入）　／　共同取組活動

↕

他の集落協定との集落間連携

耕作放棄地防止活動、周辺林地の草刈り、農道の管理等の農業生産活動等を行う

３．取組の経緯及び内容

本集落は、柿と梅を主体とした果樹産地の一郭を形成しており、名勝「賀名生梅林」の中に位置することから、開花時期には多くの観光客が訪れている。

「賀名生梅林」の観光農園は各集落毎に行われており、本集落も平成１２年から観光農園の取組を中心に協定締結し取り組んできているが、高齢化もあり園内道路の管理や観光農園のピーク時の対応等が単独集落では困難になってきていた。

そこで、同様の課題を抱えており、また従来から関連が深い、近隣の他の集落協定（屋那瀬集落、神野集落）と連携して、園内道路の管理等の共同取り組みや、施肥の時期や量等を合わせることにより柿・梅の高品質果実としてのブランド化を目指すこととなった。

今後は、観光客増に向けたＰＲの強化や園内休憩施設等の周辺を花を植えて景観を向上させる取組等により集客の増を図りつつ、観光農園での柿、梅の直売、加工品の販売増を目指し認定農業者の育成にも取り組んでいく予定である。

また、他の集落協定との連携については、当面作業道の管理等の農業生産活動を共同で行っていく予定であるが、多面的機能の増進活動についても連携が取れるように進めていく方針である。

○農用地保全マップ

赤色ライン：農道舗装・補修

青色囲み：沼対策

賀名生梅林

［平成21年度までの取組目標］

○ 都市住民との交流の促進（梅林内施設等に花一杯運動の実践）
○ 梅の生産性向上、担い手の定着のための活動の実施
（梅木の成育状態、管理等の点検、指導の実施）
○ 認定農業者の育成（現在11名。目標12名）

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○集落共同で使える貯水用タンクの設置

１．集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県橋本市（旧高野口町）　竹尾（はしもとしきゅうこうやぐちちょう　たけお）			
協定面積 16.2ha	田（19%）	畑(81%)	草地	採草放牧地
	水稲	柿他		
交付金額 204万円	個人配分			50%
	共同取組活動（50%）	役員報酬		1%
		マスタープランの将来像を実現するための経緯費		12%
		水路道路等の維持管理に要する経費		37%
協定参加者	農業者　17　人			

２．集落マスタープランの概要

本集落は、後継者不足から今後農地の維持・管理問題が深刻化してきている。

このため､水路・道路の改修等を行い高齢者でも作業しやすい基盤施設の強化を図る。

具体的には、現在果樹園へのかん水・防除用水は各個人が川から取水するなどして対応しているが､２～３年目に貯水用タンクを作り共同で使用できるように計画している。また、４年目、５年目で水路・道路の改修工事を行うことにしている。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田3.0ha 、畑 13.2ha）　個別対応
- 水路・作業道の管理　清掃、草刈り（適宜）　共同取組活動
- 農地法面の点検（随時）　個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年１回）　個別対応
- 景観作物作付け（レンゲ等）　共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- 農業施設の設置・共同利用（貯水タンク設置、果樹かん水・防除共同利用化15ha）　共同取組活動
- 認定農業者の育成（5人→6人）　共同取組活動

その他の活動

- 鳥獣害防止対策（防護柵900m）　共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

本集落は、後継者不足から、農地の維持・管理が深刻化しており、農道・水路の維持管理の共同化を目指し、前対策では２つの集落協定を締結し活動してきた。しかし、今後さらに高齢化が進行する中で、単独の集落協定では資金面で農業基盤の整備等に限界があることから、新たな協定締結に向けた話し合いを進める中で、２つの協定を統合して、集落の農業基盤の整備（防除用貯水タンクの共同利用）と認定農業者の育成を目標に取り組んでいくこととなった。

具体的には、各個人が川から取水するなどして対応している果樹園へのかん水、防除用の水を貯水用タンクを作り共同利用する。また、水路・道路の改修工事を行い、更には地域の担い手となる認定農業者を１名増やすことに取り組んでいく。

協定を統合することで、これまで資金面で取り組めなかった農業用施設整備が可能となり、新たな取り組みに向けて話し合いが活発になっている。

○農用地等保全マップ

【マップの解説】

水路・農道の補修箇所明示

貯水タンク設置箇所明示

共同かん水・防除用水タンク

水路改修予定箇所

[平成21年度までの取組目標]

○ 機械・農作業の共同化（農業施設（貯水用タンク）の共同利用）目標受益面積：約15ｈａ

○ 認定農業者の育成　　現在：５人　→　目標：６人

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○隣接集落と統合した集落の取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	島根県江津市波積町（しまねけんごうつしはづみちょう）　波積本郷（はづみほんごう）			
協定面積 13.1ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲・野菜			
交付金額 104.8万円	個人配分分			0.0 %
	共同取組活動分（100%）	リーダー育成		19.1 %
		電気柵購入経費		9.5 %
		景観作物の種子の購入経費		13.4 %
		会議・研修費		2.9 %
		共同利用機械購入の積立		55.1 %
協定参加者	農業者 22人、非農家 3人			

２．集落マスタープランの概要

高齢化に伴い農作業が困難になった農家の農地については、維持管理を行うだけでなく、できるだけ集落の担い手等への集積を図り、有効利用を図っていくため、新協定を機に、隣接の集落と合併をし事業を行っていくことにした。

農業収益を高めるために、個人での機械の更新は避け、集落での機械の共同化について今後検討をし、農業コストの削減を行う。特に、高齢化に伴い作業が困難になってくる防除作業については、大型の防除機を購入し共同防除等を検討する。将来的には、農作業の受委託を主体とした営農組織の設立を考えていく。

また、集落内の非農家や協定外の農家とともに、農道・水路の維持管理や景観作物の作付け等を行い、集落環境の維持管理に努める。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田13.1ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路、年2回
  　清掃、草刈り
  ・道路、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け
  (景観作物としてチューリップ等を作付け)
  - 共同取組活動
- 堆きゅう肥の施肥
  （希望者を中心に）
  - 個別対応

農業生産活動の体制整備

- 機械農作業の共同化
  （防除機の共同利用を今後も継続して行い、その他機械についても検討する。）
  - 共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

波積本郷地区では、前期対策においては３集落協定で事業を実施してきたが、統合した方が大きな金額となり取組の幅が広がるということで集落間の意思統一が図られ、合併をした。この合併を機に個人配分をやめて全てを共同取組活動に充てることにした。特に、高齢化で困難になりそうな防除について大型防除機の購入を目的として活動を行うこととし、将来的には作業受委託を主体とした集落営農組織の設立を目指している。

また、農地の有効利用を図るため、野菜等の栽培や担い手への農地の集積を行い、保全管理地はできるだけなくしていく。

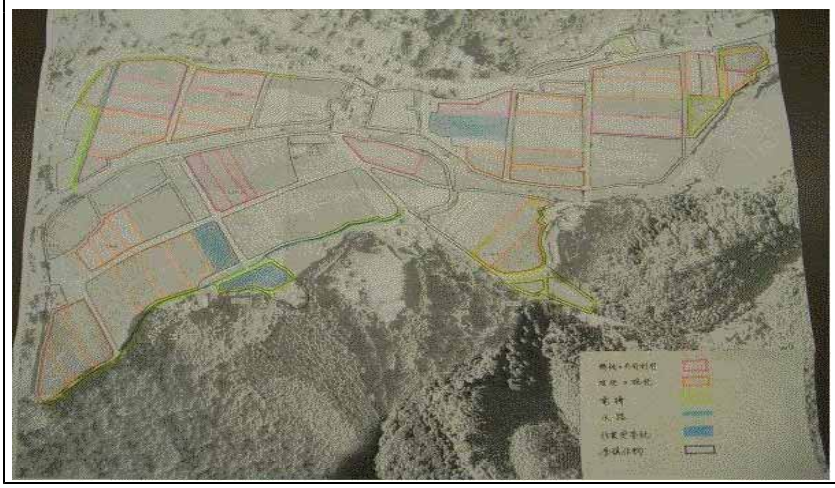

○農用地等保全マップ
集落の目標の達成に向けた取り組みをしやすいように、
・機械の共同利用
・担い手への農地の集積
・担い手への農作業受委託
などを実施する農地を色分けした。

景観作物の風景

堆肥の散布風景

[平成21年度までの取組目標]

○集落での機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
（当初0ha、目標1.3ha以上（できれば協定農用地面積の100%））
○耕作が困難になった農地について、担い手へ1ha以上の集積を行う。
○耕作が困難になった農地について、担い手へ1.3ha以上の農作業の委託を行う。
○集落内の非農家や協定外の農家３名以上とともに農道・水路の管理を行う。
○集落営農を立ち上げ、５年以内に協定農用地4ha以上で機械共同利用を実施する。

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○大切なこの土地を次世代へ（都市に他出している次世代と協力し協定を実施）

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山口県岩国市錦町　三分一（いわくにしにしきちょう　さんぶいち）			
協定面積 3.1ha	田（84%）	畑（16%）	草地	採草放牧地
	水稲	野菜		
交付金額 36万円	個人配分			40 %
	共同取組活動（60%）	マスタープランの将来像を実現するための活動		14 %
		鳥獣害防止、水路農道等の維持管理のための活動		14 %
		集落協定の基づく農用地の維持管理のための活動		15 %
		集落の各担当者の活動のための経費		17 %
協定参加者	農業者　4人、　非農業者　4人			

２．集落マスタープランの概要

①集落における将来像

・集落ぐるみの農業生産組織を立ち上げ生産体制基盤強化を図る。

・集落内に景観作物を導入し郷地区と連携を図りながら明るい集落を目指す。

・集落全体の話し合いにより、協同・協力・合意に基づく活動が行われる集落。

②５年間の目標

・共同利用の田植機で協定農用地の約20%植え付けをしているが、目標は40%以上。

・農用地の保全、農道、水路等についても協定内の申し合わせにより管理をする。

・郷集落と連携し、景観形成のため、町道農用地周辺に毎年度アジサイを植え付ける。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作･管理（田 2.6ha、畑 0.5ha）
  - 個別対応・共同取組活動
- 水路・作業道の管理
  ･水路1㎞、年2回、清掃、草刈
  ･道路2㎞、年2回、草刈
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年1回）
  - 個別対応･共同取組活動
- 景観作物作付け（あじさい：約0.2ha）
  - 共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- 機械農作業の共同化（田植えの共同利用を0.5ha（20%）実施、目標1ha）
  - 共同取組活動
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携（景観形成作物としてあじさいの苗作り～植付～管理を実施、目標600m）
  - 共同取組活動

⇕

集落外との連携

○集落内の農家と都市に住む次世代が連携をし、共同の農作業を推進する。

３．取組の経緯及び内容

かつては２０世帯あった三分一集落協定も現在は４世帯になった。このままでは集落はもとより、農地も荒廃してしまう状態であった。しかし、平成12年度からの直接支払制度を契機に集落をみんなで守っていこうという意思統一がなされ集落協定を結結し協力して農業生産活動を行うこととした。

前期対策の取り組みでは、機械を導入し、集落みんなによる農作業の共同化、機械の共同化が始まった。

新たな対策では、隣の集落との連携をマスタープランに掲げ、景観作物の苗作りから植え付け・管理まで共同で行うこととした。

また、現在は町外で生活しているが、当集落で育った若者たちとの話し合いの場を設け、現在の集落の現状を報告した。時間をみつけては帰省しみんなで三分一集落を守ろうという思いを確認し、若者たちと一緒に農業を行うこととなった。早速、秋の収穫時期の稲刈りを実施した。

若者たちとの話し合いを通じて、集落に対する思いを改めて認識し、今後は次世代との共働による集落活動や農業生産活動に一緒に取り組むこととなった。

○農用地等保全マップ

・補修が必要な農道
・共同利用機械（田植機）
・景観作物作付け位置も示す。

共同作業（防除）

都市に他出している次世代たちとの話し合い（協定に参画）

[平成21年度までの取組目標]

○ 共同利用機械（田植機）で協定農用地の40%実施する。
○ 景観形成作物（あじさい）の苗作り～植え付け（600㍍）～管理を行う。（郷集落との連携を実施）

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○担い手育成協議会を母体とした28集落からなる広域な集落協定

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山口県阿武郡阿東町（あぶぐんぐんあとうちょう）　生雲地区（いくもちく）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
345ha	水稲・大豆	－	－	－
交付金額	個人配分			44%
4,606万円	共同取組活動（56%）	農業生産活動費		10%
		水路･農道管理費		18%
		農用地管理経費		4%
		共同機械購入費		16%
		事務委託費		8%
協定参加者	農業者 316人、生産組織 1、非農家 23人			

２．集落マスタープランの概要

阿東町生雲地区では将来に向け、地域の連携を深め、機械の共同化を進めるとともに、高齢化に悩む農家を支援するため、生雲地区全域をカバーする担い手協議会を設置し、将来の生雲地区全域の集落営農組織の育成や法人化の検討を視野に入れている。

今後、５年間の活動目標としては、耕作放棄地の防止、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈りを生雲地区全域で連携して行う。また、担い手への育成目標として、現在、水稲の防除作業はほとんどが個人による防除または委託による防除であるため、生雲地区単独で無人防除ヘリコプターを購入して地区内の適期防除、及び、農業コスト削減を考える。また、認定農業者の育成に努め、５年間に１名以上の育成を行う。

多面的機能の持続的発揮に向けた他集落等との連携として、生雲地区担い手協議会を発足させ、水稲の作業協力等を行うと共に、水路・農道等の管理についても日程を決め、連携して行う。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作･管理(田345ha)　／　個別対応
- 水路・作業道の管理
水路　年2回､清掃､草刈り
農道　年2回　草刈り　／　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(随時)
鳥獣害防止対策(防護柵の維持管理)　／　共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り(年1回)　／　共同取組活動

加算措置としての取組等

- 規模拡大加算（認定農業者による利用権の設定）　／　個別対応

農業生産活動の体制整備

- 認定農業者の育成
(新たに１名以上の確保)
担い手への農作業の委託
（無人防除ヘリを購入し担い手協議会が作業を行う）　／　共同取組活動
- 多面的機能の持続的発揮に向けた他集落等との連携
(担い手協議会を発足し、水稲の作業協力等を行う。水路･農道等の管理を連携して行う）　／　共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

阿東町生雲地区では、前期対策においては５つの複数集落協定と１５の単独集落協定が存在していた。しかし、地区全体的に高齢化が進む中、担い手不足によりこれから先の農業経営に不安を感じる農家が増加してきており、将来に向け、生雲地区全体で高齢化等に悩む農家を支援する担い手協議会を設置した。その中で、中山間の交付金を活用して将来の生雲地区全域の集落営農組織の育成を図っていくことに合意した結果、１つの複数集落協定が締結された。

現在の活動としては、生雲地区中山間地域等直接支払運営協議会を立ち上げ、総括事務（総括会計事務、申請・報告事務）については、同協議会が行い、会計事務の一部を委託により山口中央農協が行うこととしている。また、農業生産活動のうち、水路・農道の維持管理を関係集落で連携し、共同作業として実施している。今後の活動として無人防除ヘリコプターを購入し、農業経費の削減を図る。また、認定農業者を新たに１名以上確保する。

○農用地等保全マップ
・猪防護柵の設置区域
・排水路清掃区域
についての範囲記載一例

無人防除ヘリコプター

中山間生雲地区説明会

［平成21年度までの取組目標］

○ 認定農業者の育成
（新たに１名以上の認定農業者の確保に努める）

○ 担い手への農作業の委託
（無人防除ヘリを購入し、担い手協議会が作業を行う）

○ 多面的機能の持続的発揮に向けた他集落等との連携
（担い手協議会を発足し、水稲の作業協力等を行う、水路・農道等の管理を連携して行う）

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○28集落と農業生産法人(有限)による589haの広域な集落協定

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山口県阿武郡郡阿東町（あぶぐんぐんあとうちょう）　徳佐地区（とくさちく）			
協定面積	田（99%）	畑	草地（1%）	採草放牧地
589ha	水稲・大豆・そば	―	牧草	―
交付金額	個人配分			42%
5,209万円	共同取組活動（58%）	農業生産活動費		10%
		水路･農道管理費		6%
		農用地維持管理活動費		3%
		共同機械購入費		31%
		事務委託費		1%
		その他		7%
協定参加者	農業者 435人、生産組織 11、農業生産法人 2、加工販売グループ 1、非農家 59人			

２．集落マスタープランの概要

徳佐地区にある集落の内、合意が得られた２８集落が協定を締結し、農業生産法人も交えて、相互に連携しながら、耕作放棄地の発生防止や農地の有効利用に努める。

そのため、各集落の実態に応じて営農の目標等は尊重しつつ、水路・農道については一体的管理を行うとともに、地域にあるそば加工等を行うグループのゆめ工房「十種」へのそば粉の安定供給とグループを通じたそばの提供を行うこととする。

将来的には、２８集落以外の集落も含む徳佐地区全体の集落の連携のもと、営農はもとより、グリーン・ツーリズムやコミュニティー活動等を地域ぐるみで実践し、地域の活性化に努める。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田589ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路 年1回　清掃、草刈り
  ・農道 年1回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年２回及び随時）
  鳥獣害防止対策
  （防護柵の維持管理）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  (年1回)
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け
  （ツツジ等の作付け）
  - 共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- 地場産農産物等の加工･販売
  （そば供給グループとの連携による地場産そばの生産･加工･販売を実施)
  - 共同取組活動
- 多面的機能の持続的発揮に向けた他集落との連携
  （協定参加集落が水路・農道作業を連携して行う）
  - 共同取組活動

加算措置としての取組等

- 規模拡大加算
  (認定農業者による利用権の設定)
  - 個別対応

３．取組の経緯及び内容

阿東町徳佐地区では、前期対策において１５の集落協定があったが、新たな中山間制度が始まるにあたり、地区全体で連携をとることにより、高齢化の進んでいる集落の農地の保全を他の協定参加集落によって守っていくと共に、コミュニティー活動等も実践していくことで地域の活性化を図っていき、将来的には徳佐地区全体が連携を取れるようにとの思いで、１５集落協定の内の２つの複数集落協定と１１の単独集落協定が再編統合した。

現在の活動としては、徳佐地区中山間地域等直接支払運営協議会を立ち上げ、総括事務（総括会計、申請・報告事務）については、山口中央農協に委託し事務の円滑化を図っている。また、農業生産活動のうち、水路の維持管理を関係集落で連携し、共同作業として実施している。今後の活動として、そばの安定供給に向けた体制を整備していく。

また、農業経費の削減を目的に共同機械を購入し、利用率の向上に努め体制を整えていかなければならない。更に、後継者となる担い手の確保や認定農業者の育成、集落営農組織の設立を行う事を目標とする。

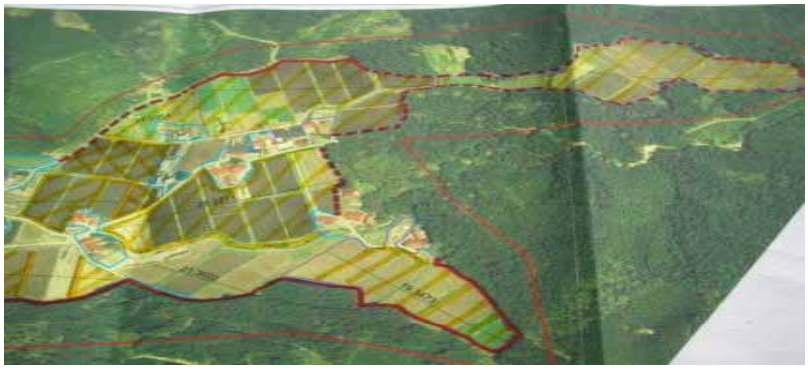

○農用地等保全マップ
・猪防除柵の維持・補修
・農作業の受委託及び共同化を要する範囲について記載

農産加工へ供給するそばの団地

オペによる田植え作業

[平成21年度までの取組目標]

○ 地場産農産物等の加工・販売としてそばの安定供給及び提供
（そば作付け　安定供給を行う）

○ 多面的機能の持続的発揮に向けた他集落との連携
（全参加集落の協力のもと耕作放棄地の防止並びに水路・農道等を共同管理していく）

○ 共同機械利用
（田植機、コンバイン、牧草採草機の利用率向上に努める）

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○協定統合のｽｹｰﾙﾒﾘｯﾄを生かし10割単価に取り組む！

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県上浮穴郡久万高原町　直瀬段（かみうけなぐんくまこうげんちょう　なおせだん）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
28　ha	米・ﾄﾏﾄ・ﾋﾟｰﾏﾝ			
交付金額	個人配分			50 %
588万円	共同取組活動（50%）	有機農産物の生産振興費		19 %
		線的施設の管理費		25 %
		役員報酬・事務雑費		6 %
協定参加者	農業者　48人			

２．集落マスタープランの概要

直瀬段集落は久万高原町直瀬に位置し､昭和４０年代から農地の基盤整備に取り組み、本町の中でも１区画あたりの面積は10a～20aと比較的広く、ほ場までの農道も舗装路が行き渡っており、町内の直接支払制度対象地区の中では比較的農業生産条件に恵まれた地域である。

一方で、協定農用地の平均傾斜度のほとんどが1/8～1/10であり、畦畔の草刈り作業や１区画あたりの面積が大きいことによる畔塗り作業に大変な労力を要している。

区画整理された農地においては､水稲及びトマトの生産が盛んで､認定農家数も多く、本町で唯一農業生産組織が存在する、久万高原町で最も進んだ農業地帯である。

本協定の将来像としては、農家の後継者も多く、認定農業者、生産法人を中心に地域の農用地が維持管理されていくことが見込まれることから､集落リーダーを中心として、

従来同様の「有機減農薬米」の生産とエコえひめの認証を受けた「夏秋トマト」の生産に努める。

また、後継者がより良い生産条件で農業を行えるようにするため、協定を挙げて耐久性畦畔の事業に取り組み、生産基盤の充実を図った上で、生産条件の不利を解消していくこととする。（元気な地域づくり交付金事業の導入）

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田28ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路、年2回
  　清掃、草刈り
  ・道路、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  （年1回）
  - 共同取組活動
- 環境保全型農業の推進
  （堆肥の利用・減肥料、減農薬）
  - 共同取組活動
- 農用地基盤整備事業の
  実施による営農条件整備

農業生産活動の体制整備

- 有機減農薬栽培に係るガイドラインに基づいた米の栽培面積を増加
  →現状面積＋５％
  - 共同取組活動
- 認定農業者の掘り起こし
  現在の認定農業者　11名
  新規確保　　最低　1名以上
  - 共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

前期対策において、直瀬段地区には８つの集落協定が存在していたが、１協定当たりの面積が小さいことから交付金額が少額となり、より投資的な交付金の使用が出来なかったり、役員数が多くなることで農家の心理的な負担が大きかった。

そこで、地権者も相当重複し、水利水系や日常生活でも繋がりの深い段地区において、協定の統合が検討された結果、協定農家全員の合意により協定の統合が実現した。

協定の統合により、これまで１６名存在した役員が６名に減少して負担軽減が図られるとともに、交付金額が年間６００万円となったことで、交付金の使用方法を協議する際、より多くの提案がなされるようになった。

また、農家個々の営農意欲も高まった結果、平成１８年度から「元気な地域づくり交付金事業」を活用し耐久性畦畔や農道舗装を実施することになり、将来にわたって農業が行われ、次世代に引き継がれる下地が出来上がりつつある。

○農用地等保全マップ

・ 国庫交付金事業による耐久性畦畔施工地区図示
・ 不在村地主所有地

◎耐久性畦畔工の実施による労力負担低減

平成18～19年度
「元気な地域づくり交付金事業」
里地棚田整備事業

→省力化の実現した農用地において有機減農薬栽培を強力に推進

[平成21年度までの取組目標]
○ 有機減農薬栽培米の生産面積増　（現状面積＋５％）
○ 認定農業者の確保　（現在11名→５年間で最低１名以上の新規認定）
○ 農用地用基盤整備の実施（耐久性畦畔施工延長　L=4,491m）

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○小さな力を結集し、体制整備単価への取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県西条市（さいじょうし）　河之内（かわのうち）			
協定面積	田（92%）	畑（8%）	草地	採草放牧地
47.8ha	水稲、麦	果樹		
交付金額	個人配分			50 %
951万円	共同取組活動（50%）	リーダー育成等		10 %
		農道･水路の維持管理		40 %
協定参加者	農業者　93人			

２．集落マスタープランの概要

・　高齢化が進行する中、集落の力を結集し、農地や自然環境を集落全体で守り、元気で活力のある集落づくりに努める。

・　将来の集落の農地を守るため、新規就農者の確保を図るとともに、将来に渡って農業生産活動が行える基盤づくりのため、農道の簡易舗装を中心とした基盤強化に努める。

・　庄内を担う青少年の健全育成に寄与するため、小学生・保育園児を対象とした体験農園による農作業の体験を行ったり、地域を美しくする活動としてコスモスなどの景観形成作物を作付ける。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田44ha、畑3.8ha）／個別対応
- 水路の管理
  ・清掃：年1回
  ・草刈：年2回
  農道の管理
  ・草刈：年2回
  ／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（景観作物としてｺｽﾓｽを作付けた。）／共同取組活動
- 小学校、保育所と連携した体験農園の実施／共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- 農道の簡易舗装／共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

本集落は、前期対策において水利を基準とした13の小協定に分かれていたが、新たな対策の準備段階で、２協定より高齢化による協定維持の不安から他協定への統合の申し出があり、また、それだけではいずれの協定も体制整備単価への取組みが困難なことから、集落全体でまとまり、集落全体を一つの協定としてⅡ期対策に取組むこととなった。

新たな対策においては、この５年間の交付金を活用し、10年後、15年後も農業生産活動を続けようという意欲の持てるような環境作りを重点的に行うこととしている。団塊の世代の定年退職を間近に控え、定年後の新規就農者の確保も視野に入れつつ、自分たちだけでなく今後の就農者を確保しやすくする観点からも農道の簡易舗装等を積極的に行っていく計画である。

○農用地等保全マップ

・農地法面、水路、農道等の補修・改良を計画している箇所を図面に示している。

体験農園でサツマイモの収穫を楽しむ保育園児

本谷温泉へ向かう道沿いに共同取組活動で作付けられた景観作物（コスモス）

[平成21年度までの取組目標]

○ 新規就農者の確保（１名以上）

○ 地域内にある庄内小学校・庄内保育所と連携し、体験農園での農作業を通じて農業の楽しさを知ってもらったり、自分たちで育てた農作物を食べることにより地元の農産物の良さを感じてもらう。

＜協定間等の連携、統合に特徴のある事例＞

○潤いのある集落を目指して

１．集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県八女郡星野村（やめぐんほしのむら）　９区（きゅうく）			
協定面積	田（75%）	畑（25%）	草地	採草放牧地
18.2ha	米	茶、花木（切枝）		
交付金額	個人配分			50%
311万円	共同取組活動（50%）	農業生産活動、多面的機能増進活動等		30%
		農地保全活動		5%
		担い手育成活動		6%
		その他の経費		9%
協定参加者	農業者56人、水利組合4組合、農道組合6組合、非農業者団体1団体			

２．集落マスタープランの概要

集落内の農業生産活動を維持するため、集落全体による耕作や農地の適切な維持管理や水路農道等の維持管理に努める。また、担い手の育成と合わせ都市住民等との交流の中で中山間地域の農地の社会的役割の啓発普及を目指す。

【５年間での活動目標】

① 集落内外の農家に対し、利用権の設定等の斡旋を行う。また、集落内での共同作業により耕作を継続し、耕作放棄地の発生を防止する。

② 水路の維持管理は４月に清掃・泥上げ等を行い､農道の維持管理については、毎年７月に道路愛護（草取、簡易補修等）を行う。

③ 大分大学等との連携による農業体験などの活動を展開する。景観作物（レンゲ・彼岸花）の作付を行う。

④ 認定農業者の育成として集落内認定農業者を１名以上育成する。

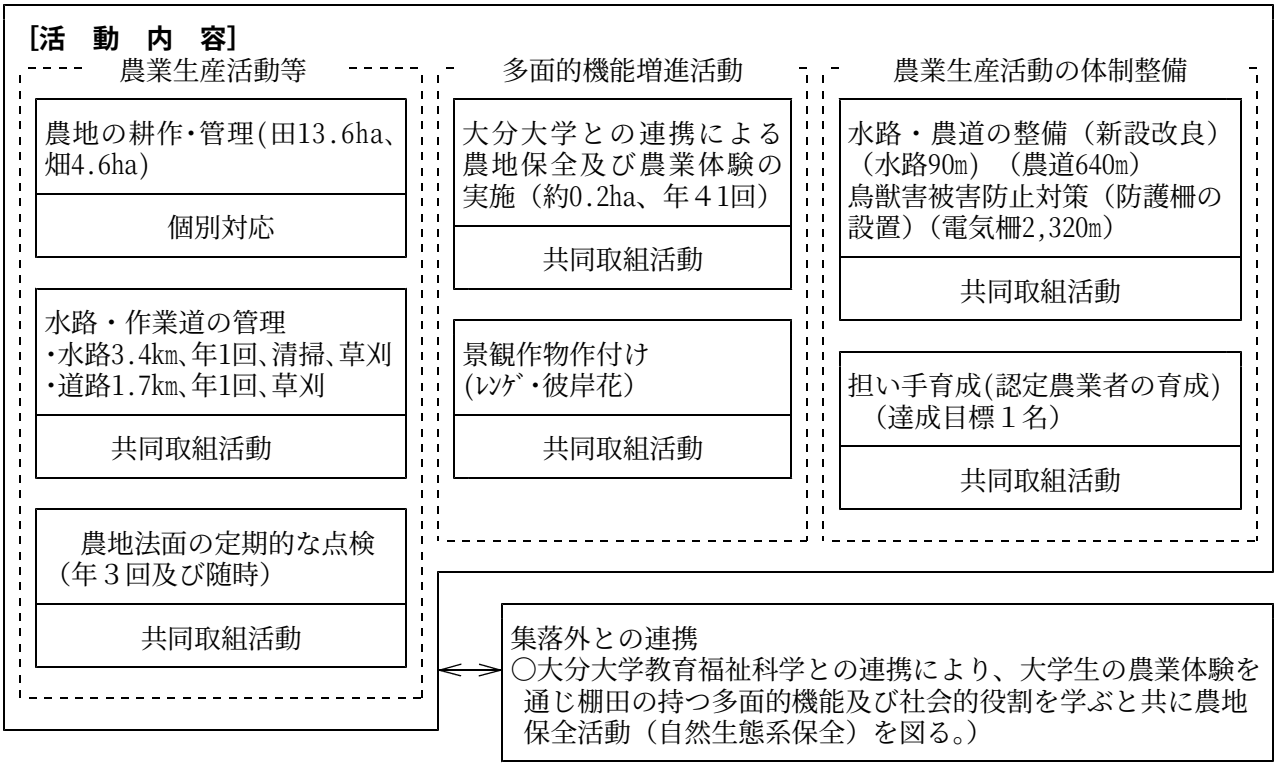

３．取組の経緯及び内容

前期対策においては、９区集落・ヤシタノ集落・栗木野集落の３集落毎に分かれ、農道水路の維持活動及び新設改良、鳥獣被害防止対策等の農業生産活動を実施してきた。

新対策の取り組みに当たって、協定参加者の重複や協定農用地も隣接していること、一体的な農業生産活動が可能であること、更には、規模拡大を図ることにより共同取組活動が活発となること等により３集落を統合し、協定を締結することとなった。

活動内容としては、水路・農道の維持管理及び新設改良、景観作物の作付（レンゲ・彼岸花)、鳥獣害防止対策（電気柵の設置)、認定農業者の育成、自然生態系の保全に関する学校教育等との連携（大分大学との連携）を行なうこととしている。

○農用地保全マップ
水路・農道の 新設改良及び 鳥獣害防止対策の範囲や位置を記載して いる。

【大分大学との連携による農林道草苅風景】

【農作業（野菜づくり）風景】

[平成21年度までの取組目標]

○ 認定農業者の育成
現在の集落内認定農業者数２名から３名以上へ、１名以上育成する

○ 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
大分大学教育福祉科学部の大学生と連携し、大学生の農業体験を通じ棚田の持つ社会的役割を教授し、自然生態系保全の重要性を啓発普及する。又、大学生との連携により農地保全を図る。
（目標面積：0.29ha以上）